

## 松島町教育委員議事録（平成31年3月定例会）

- 1 招 集 月 日 平成31年3月20日（水曜日）
- 2 招 集 場 所 松島町役場庁舎 301会議室
- 3 出 席 者 内海俊行教育長、瀬野尾千恵委員（教育長職務代理者）  
鈴木康夫委員、佐藤実委員、赤間里香委員
- 4 説明のため出席した者  
三浦敏教育次長、赤間隆之教育課長、大宮司綾学校教育班長、石川祐吾生涯学習班長、  
佐藤淳中央公民館長兼文化観光交流館長兼勤労青少年ホーム所長、赤間香澄学校給食センター所長、  
佐藤弘也学校教育班主査
- 5 議 事 日 程
  1. 開会 平成31年3月20日（水曜日）午前10時10分 開会（録音開始）
  2. 前回委員会の議事録の承認
  3. 議事録の署名委員の指名 内海教育長・佐藤委員
  4. 報告事項
    - (1) 一般事務報告
    - (2) 教育長報告
    - (3) 3月定例議会報告
    - (4) 松島町部活動指導員設置要綱の制定について
  5. 議事
    - 議案第1号 松島町教育指導専門員の任用について
    - 議案第2号 松島町学校運営協議会規則の制定について
    - 議案第3号 工事請負契約の締結について
    - 議案第4号 工事請負契約の締結について
  6. 協議事項
    - (1) 平成31年度（平成30年度対象）松島町教育委員会教育行政点検評価報告書
    - (3) 平成31年4月定例会について  
日程案：平成31年4月19日（金）午前10時00分 松島町役場3階 302会議室
  7. その他
    - (1) 松島町教職員離任式について  
日程：平成31年3月29日（金）午前9時45分 松島町役場3階 大会議室
    - (2) 松島町教職員離任式について  
日程：平成31年4月1日（月）午後3時30分 松島町役場3階 大会議室
    - (3) 松島町立幼稚園入園式及び松島町立小中学校入学式について  
日程：平成31年4月9日（火） 各幼稚園、各小・中学校
    - (4) 松島町教育委員会年間行事予定について
  8. 閉会

## 6 議 事 録

### 1. 開会 午前10時10分

〔佐藤主査〕 みなさん、おはようございます。（「おはようございます」の声あり）

これから、松島町教育委員会平成31年3月定例会を開会したいと思います。

開会の挨拶を内海教育長よりお願いします。

〔内海教育長〕 秘密会議に続いて定例会ということでございます。きょうは、教職員の内示の日でございます。3時に個人的に、ここに行くんですよというお話をし、4時に校内発表ということで、全職員の方々にどこに行くかお示するという形になっております。そしてまた、新聞発表が23日夕刊、24日朝刊という形で先生方の異動が発表されるということになっております。

そして、きょうが教育委員会の今年度最後の定例会ということになります。いろいろ盛りだくさんになっていきますので、よろしくご審議のほうをお願いします。

以上でございます。

〔佐藤主査〕 ありがとうございます。本日の日程ですが、鈴木委員が途中退席ということですので4番報告事項と5番議事の順番を変えて進めさせていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

### 2. 前回委員会の議事録の承認

〔佐藤主査〕 続きまして、2番前回委員会の議事録の承認について。

2月15日の臨時会の議事録署名委員は内海教育長と瀬野尾教育省職務代理者でした。

また、2月定例会の議事録署名委員は鈴木委員と赤間委員でした。議事録の承認ということでよろしいでしょうか。（「はい」の声あり）ありがとうございます。

### 3. 議事録の署名委員の指名

〔佐藤主査〕 続きまして、3番議事録署名委員の指名について。

今回は内海教育長と佐藤委員をお願いします。よろしくをお願いします。

### 5. 議事

〔佐藤主査〕 それでは4番を飛ばしまして、5番議事に移ります。

議事につきましては内海教育長の進行のもと行います。それでは、よろしくをお願いします。

#### 議案第1号 松島町教育指導専門員の任用について

〔内海教育長〕 議案第1号については、人事に関する案件ですので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の規定により、非公開として進めたいと思いますがよろしいでしょうか。（「異議なし」の声あり）では、議案第1号については、非公開として進めます。

議案第1号 松島町教育指導専門員の任用についてを議題とします。

事務局から提案理由の説明を求めます。

〔三浦次長〕 議案第1号 松島町教育指導専門員の任用について。このことについて、下記のとおり提出する。

平成31年3月20日提出、松島町教育委員会教育長名。

専門員の任用の推薦につきましては、氏名、三品隆、住所は松島町町内でございます。生年月日は、昭和33年5月8日でございます。

資料の履歴書をごらんください。学歴につきましては東北学院大学を卒業され、明星大学において小学校の免許を取得されております。職歴につきましては、昭和58年、松島第三小学校の教諭としてスタートし、平成6年には利府町の公民館、これは生涯学習関係だと思えます。あと、県庁生涯学習課社教主事、平成11年、その後、教頭をされて、教頭の後、また教育事務所の社会教育主事ということで、その後は平成23年からは校長職を4校されてきたという職歴をお持ちの方で、今年度の3月31日で定年退職ということでございます。人となりにつきましては、教育長のほうから、あといただければ。

〔内海教育長〕 わかりました。今、教育次長の方からお話したように、重複するかもしれませんが、人となりをお話する前に、公民館、生涯学習課、社教主事というような学校教育以外の分野でも力を発揮してくれた先生ということで、今後の教育委員会の力の入れぐあいもご理解いただけるのではないかなと。コミュニティ・スクールも立ち上げましたし、それから地域学校共同協議会、そういうのも立ち上げていますので、そこ

でお力を発揮してもらおうということもあります。

それから人となりは、ご存じのようにたくさんお話をする感じではないんですが、穏やかでうまく取りまとめといますか、そういうのが上手な方とっております。それから、お話も私以上に上手で、説得力あるお話をして、先生方に対してのアドバイス、それから何度も言いますけれども取りまとめとかが上手な方だと、私は認識しております。

そういうわけで、このような方をご提案したいなと思っておりますので、ご質問等、よろしく申し上げます。以上です。よろしくご審議をお願いいたします。

〔内海教育長〕議案の提案理由の説明を終わります。質疑に入ります。質疑ございませんか。

(質疑)

瀬野尾委員

まさに学校、コミュニティ・スクールですか、学校運営協議会等を発足し、ぜひ、これから教育は生涯学習という分野を、ぜひ力を入れてやってほしいなと。もちろん、学校教育を支えるという意味で、学校教育も大事ですが、その分野よく知っている方に入っていただくということは、非常に大きな力になっていただけたらと思いますので、私は非常に賛成でありたいなと思いません。

内海教育長

ありがとうございます。お住まいが松島ですので地域のことも、これから新しく知識を入れるということはないので、すぐスタートできるのではないかなと考えております。

〔内海教育長〕他に質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。質疑を終わります。

それでは、議案第1号 松島町教育指導専門員の任用について採決をします。本案に賛成の委員は挙手をお願いします。（挙手全員）採決の結果、議案第1号 松島町教育指導専門員の任用については賛成全員で可決されました。ありがとうございます。

議案第2号 松島町学校運営協議会規則の制定について

〔内海教育長〕続きまして、議案第2号 松島町学校運営協議会規則の制定についてを議題とします。

事務局から提案理由の説明を求めます。

〔三浦次長〕議案第2号 松島町学校運営協議会規則の制定について。このことについて、別紙のとおり提出する。平成31年3月20日提出、松島町教育委員会教育長名でございます。

それでは別冊でお渡しをした松島町学校運営協議会規則（案）をごらんください。

この規則については、法律（昭和31年法律第162号）、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づいて規則を定めております。特に、法律のほうで、この点については教育委員会規則で定めなさいよというような項目がございますので、この点について、細かく制定していくというところでございます。

それでは、主な点の条項について説明いたします。

第1条については、趣旨ということですね。

第2条の目的については、今、いろいろなところで言われている、いわゆるコミュニティ・スクールが学校と保護者及び地域を結ぶものとして、それが児童生徒の健全育成につながるんだというような目的を述べております。

設置につきましては、学校ごとに置くというふうにしております。

法律では、必要と認める場合には2つ以上の学校について1つというようなことも認めるということで、これは法律をそのまま踏襲しています。

4番は、いわゆるコミュニティ・スクールというふう呼びましようというふうにしてあります。

第4条（組織及び委員の任命）でございますけれども、協議会の委員は、教育委員会が任命するとしております。2番目については、1番と2番で学識経験者及び学校側の職員も所属することになりますので、あとは3はその他ということで認めるものということで、いろいろな職種とか経験をお持ちの方は教育委員会として審議することになるかと思えます。

定数についてですが、他市町村においては、あるいは日本のほかの県では、場合によっては15人あるいは20人というような定数を決めているところがありますが、本町の各校長からも聴取した結果によると、うちは15人程度がいいやとか、うちは8人くらいになりそうだとか、ちょっと学校でばらつきが実態としてありましたので、本町におきましては定数は定めないで、むしろ各学校の実態に合わせて定数を決めていただくということで、ここでは明示はしてありません。

めくっていただきまして、組織については会長、副会長を置くということにしてあります。あと守秘義務につ

いては、協議会の委員の立場上、法律上は守秘義務がないんですね。しかし、子どもたちが詳細な、例えば場合によっては、先ほどの不登校のような話題も出るでしょう。そういうことで、規則で守秘義務を課しなさいよということでございましたので、これは守秘義務を第5条で入れているということになります。

あと任期といたしましては、年度ごとの任期だと。再任は妨げないけれども、1年ごとの任期だということにしております。

第7条については、解任の条項を入れているということですね。反する行為等についてはということになります。

会議につきましては、過半数が出席が会議の成立の条件、あるいは議事については過半数で決するといったことを決めております。

あと第9条については、積極的に公開をすると。情報提供するという開かれた協議会ということにしております。

あと指導、助言については、教育委員会が指導、助言を行うということにしております。

あとは、何を話し合うんだということが3ページの11条以下に書いてあるわけですが、その(1)から(3)の、教育目標及び学校経営方針に関する事、教育課程の編成及び組織編成に関する事、その他ということで、あとはまとめております。特に他市町村であるような学校施設に関する事、あとは予算に関する事ということのような、細かい条項までは入れていません。(3)でまとめたということにしております。

あとは、意見聴取については第12条、校長に事前に意見を聴取した後、教育委員会に意見を述べる段取りになっていますね。

あと、これはよく13条のところ、話題になるところなんですけど、職員の任用に関する意見の対象となる事項等、これが法律のほうの第47条6の第7項に、教育委員会の規則で定める事項ということで、職員の任免等についてあります。ここも定めないと、個人的な職員、県費負担職員の任免について意見を述べる事ができてしまいますので、ここについては括弧にありますように(特定の個人に関する事項を除く)としております。この表現はつまり、個人の教諭であったり、者への意見は求めないということにしております。

ですから、最後4ページの(1)(2)にありますように、学校運営の基本方針の実現に資するようなことでの人事異動って、大きな意味でどうなんだという意見をもらおうと。学校の課題についての教職員の異動について、全体的な意見をいただくということでの定めをしております。

以下は特に問題ないかと思いますが、ご審議よろしくお願ひいたします。

〔内海教育長〕議案の提案理由の説明を終わります。質疑に入ります。質疑はございませんか。

(質疑)

瀬野尾委員	この間、学校運営協議会についての研修会のときに、それに法的な根拠というのは、この昭和31年のこの法律なんですか。
三浦次長	平成29年にまた改正されていますので。
瀬野尾委員	改定された新しいもので、ここに記載されないんですか。
三浦次長	新しいものに基づいて規則を定めているということです。
瀬野尾委員	新しいものに基づいて。ごめんなさい、私、ここよく分からないのですがいいんですか。
三浦次長	地教法の、地方教育行政の法律が、第47条の6についてだけ、平成29年の5月に改正されたんですね。改正されたということを受けているということですね。
瀬野尾委員	それを書かないでいいんですか。これ、「(第1条のところですか)」の声あり)そうです。第1条のところですか。
三浦次長	その一部改正されたこととか。
瀬野尾委員	それに基づいて、今の学校運営協議会とかそういうものが、平成29年に改正されたものに基づいてコミュニティ・スクールという、この組織等を各学校へ設置するということになっているのかなと思うので。
三浦次長	法令担当とも確認して、この表記でいいだろうということで。
瀬野尾委員	そうですか。
三浦次長	最初に法律が制定されたもので書きますので。
瀬野尾委員	そうですか。それなら結構です。
三浦次長	県内の先進の東松島あるいは登米市あたりの情報については、新しい法律に合わせて改正が、今多分されている途中のところもあるようには聞いています。
瀬野尾委員	そうですか、分かりました。

内海教育長

この前ですね。研修会でやったやつでレクチャーを受けて、多分、松島のが最新のやつになっていると思います。今、次長が言ったように、東松島とかは進んではいたんですけども、法改正があったことを受けて、今手直しに入っていると。私たちのほうは、法改正を受けた段階でつくっておりますので、つくったからいいかというわけではないんですけども、間違いのないように、やはりあと各学校で運用していただくために、一番最新のやつをつくったということでございます。

これについては、あと教育委員さんのほうにもちょっとお話ししておきますけれども、瀬野尾先生が地域学校協働本部、その地域コーディネーターということになっておりますので、そっこのほうの生涯学習班と学校教育班でバランスをとりながら、お互いに孤立した別々の活動で二重三重のことをやらないようにしたいなという話はしておりますので、その点はあと、1年目なので、どういう形で流れていくかわかりませんが、今、一生懸命、各学校では、この運営協議会を立ち上げていくところです。

特色あるかという、地味なんですけれども、これがうまく機能すれば、非常に特色ある形になっていくのではないかなと思っております。

そして、いずれにせよ、これは努力義務で、努力義務が今後、外されて義務になっていく可能性も十分にあるので、そういう意味では、先に手がけておいたほうがいいかなというところもありますので、ご理解のほういただきたいと思っております。

鈴木委員

ちょっといいですか。わからないことなんでしょうけども、13条がよくわからない。これ、職員の任用って、教職員のことですよね。

それで、多分これはこの法律でそう書いてあるんですかね、ちょっと意味がわからないんですよ、ここの13条は。(1)、(2)で、これと職員とどういう関係があるんですか。そして2は、

(1)、(2)について教育委員会に対して意見を述べるんですか。それは職員の任用とどういう関係があるんですか。全く私には理解できない。

三浦次長

もともとそこにあります法律47条の6第7項という、定めるその原文がこのようになっております。

鈴木委員

そこ教えて。

三浦次長

学校運営協議会は、対象学校の職員の採用その他任用に対して、教育委員会規則で定める事項について、当該職員の任命権者に対して意見を述べるができる。つまり、対象学校の職員となると、県費負担職員ということですので、宮城県教育委員会に意見を述べるができるとなります。つまり、教育委員会で定める事項について意見を述べるができるということなんです。これを定めないと、もうフリーで定めてないということは、何でも言えるということになるということなので、ここでは、13条のところを法律で定める事項はという表現にしているということで、法律の条文を参照してもらえば、何について定めているのかはいいんだということで、法令担当からもこのような書き方でいいというんですか、法律でのこの事項について、こう定めるといふ。

鈴木委員

それはいいのですけれども、具体的に職員の任用、県からあるものなんですけれども、それについて、この運営協議会は意見を述べるができるわけですよね。

三浦次長

はい。

鈴木委員

そうですね。それをおっしゃっているんだろうけれども、(1)、(2)は、任用とどういう関係があるんですか。学校運営の基本方針の実現とか、教育上の課題を踏まえて……。

三浦次長

例えば具体的な例で言いますと、例えば松島第一小学校が運動の活発な子どもたちが、運動能力を身につけられるような学校にしたいと言ったときに、例えば中学校の体育の免許を持っているような教員であるとか、あるいはそういうスポーツ指導の免許を持っているような教員を、ぜひ多く集めようという全体的な任用のことを、任命権者、つまり宮城県教育委員会に言うことができる。だから、うちの協議委員会として、うちの学校は、ぜひ体育に堪能な専門的な知識を持っている教員を多く入れてくださいという意見は言えますよと。

鈴木委員

そうすると(1)、(2)を実現するための教職員の任用についての意見を言うということですか。

三浦次長

そうです。

ですから、あの先生はふさわしくないから出ていただくというような特定の個人に対する事項

を除くという町での規定をしているということ。

鈴木委員 そうですね、次の各号に掲げる事項を達成するためのということだ。そういうような理解です。  
内海教育長 他にございませんか。瀬野尾委員。

瀬野尾委員 今、審議しているのは、協議会規則（案）についてですが、先ほどの地域学校協働本部のことにつきまして、私がコーディネーターということで、この間、ご紹介いただいたんですが、そこら辺が、生涯学習班との現在の認識は多分ないと思うんですね。教育委員会の中で、今まで私は地域コーディネーターとして派遣された社教主事のもとに、学校からの要望をかなえるために、社教主事に協力して動くという立場でいて、研修は確かに地域コーディネーター、いわゆる地域学校協働本部としての研修も受けていますし、先にはそういうものがあるというイメージを、私の中ではずっと持ってきているんですけども、今の教育委員会の中で、私が地域学校協働本部としての役割を兼ねるという認識は、恐らくと想像するんですが、生涯学習班としても、学校運営協議会、コミュニティ・スクールが丸ごと一緒にするんだという認識が、教育委員会の中にはないのではないかなと思っているものですから、そこをこれから調整したり、または了解していただく、そういう必要があろうかと思うんですが、そこら辺はどうなんでしょうか。

内海教育長 まさにそのとおりで、生涯学習班のほうが先に進んでいまして、学校運営協議会のほうは、どっちかという後発ですので、学校運営協議会とそれから地域学校協働本部で、そのバランスをこれからとりながら一枚岩になるようにしないと、そっちはそっち、こっちはこっちという、先ほどお話ししたようになってしまうので、そうではなくて、瀬野尾先生が危惧しているようにばらばらではなくて、一緒に同じ形でやるということで共通理解を図ってくれたら、やっていきたいとは思っていますけれども。

佐藤委員 今の話はちんぷんかんぷんでわからないですけども、その辺のかかわりというのは、どういうふうになるのかなというところを、もし文章か何かでお示しをいただくといいかなとは思いますが、

内海教育長 次回でよろしいですか。次回、どのような形になるのか、すみ分けした図もありますので。  
佐藤委員 この案について、ちょっと伺いたいんですが、目的は、学校運営への参画が1つ、それから支援協力という2つ、大きく言うところのことなんだろうなと思うわけです。

それで、コミュニティ・スクールというと、何となく後半の学校運営の支援協力の推進みたいなのが見えるんだけど、参画というときに、じゃあどんな参画をするのかということで、11条にここのところ書いてあるだろうなというふうには思ったんですけども、教育目標や学校運営方針に関すること、教育課程の編成及び組織運営に関することというときに、これを学校では年度初めに提案をしますよね、協議会に。提案したときに、協議会の委員から、ここはちょっと問題ではないかとか、ここのところはどうなんですかみたいな、一見質問という程度のものでなく、もっとやはり変えなくてはいけないのではないかなというようなことを、学校に言われたときに、これは経営方針なりを変えていくというような重い協議会であるという認識でいいですか。

三浦次長 具体的には、この前の講習会でも、文科省のCSの方にお話を伺ったときにも、経営方針を立て始めるのが4月1日だよと。ですから、協議会を開くのが前の年度の2月であるとか、遅くても3月には開くと。それで4月からどう進めたらいいかということ、同じ責任感を持って協議をしていただく、熟議をしていただくということでしたので、場合によっては、やはり協議委員の過半数の意見が得られない場合には、校長が最初に示した案の修正ということも当然出てくるんだろうと思います。

ですから、その点、今までの学校評議員とは、またちょっと違った協議会委員自体の学校運営に対する責任というんですか、自分たちも経営方針に賛成したんだという同じ意識のもと進んでいくということで、事例なんかでも、学校運営に対して批判をしていた方が、協議会に入ったらすごく賛同してくれる方になったというような話も受けました。そういう意味では、校長と同じように学校運営の責任を、承認したものについて責任を持っていただくことですので、場合によっては、そういう案に対する修正をしながら、承認を受けながら進んでいくということになるんだろうと。

鈴木委員 これ、開催頻度はどのくらいを想定していますか。協議会。これ結構大変ですね。

三浦次長 その期、ときどきの評価を決めなきゃいけないということで、それがちょっとまだこれから具体的に

鈴木委員 になってくるかと思うんですか、学期ごとに1回というのは、多分必須になってくるのかも。  
 瀬野尾委員 学期ごとに1回か。  
 この間、二小のコミュニティ・スクール準備、まだ準備委員会だと思うんですが、それに参加したんですね。そうしましたところ、PTAの役員さんを含んで組織化するというので、最低7回は、PTAの役員会は7回は開くということで、その回数は開くというお話でした。それよりは少ないことはなさそうで。

鈴木委員 そうですか。これは、委員は全て教育委員会が委嘱することになっているわけですか。  
 瀬野尾委員 そうではなかったですね。これにはこう書いてありますが、それは学校長が推薦したのを教育委員会が……。

内海教育長 学校評議員と同じで学校長が推薦した者を、こちらで委嘱するという形になると思います。  
 それから、三浦次長が言ったように、まずここがどうなんだ、ここがどうなんだと指摘するだけではなくて、ではどうしたらいいのかとみんなで考えてもらうというのが、この学校運営協議会で、すぐすぐできるもの、それから1年かかるものというのはあるかと思います。この前の、今、瀬野尾先生がお話ししたときに第二小学校の中で出た話の中に、スクールバスの補助員を手伝ってくれないかと先生方がお願いしたと。それを今度はどういう形で受けて、じゃあお願いできるのはこういうことということで、そういうのも含めて学校運営協議会で指摘して、あそこがだめだから直せとかというのものもあるかもしれませんが、そういうのも書いていただくと。花壇に花がないと。じゃあいつもだと先生方が花を買って植えたりするんだけれども、じゃあ俺たち植えてけっかって、花だけ買ってよってそういうような形で学校を盛り立てていくと。その中には、深い深い意味も入っているんですけども、働き方改革、教師の仕事の軽減ということになります。

瀬野尾委員 今回、図をお持ちしなかったの、今言っていることがわかりづらいかと思いますので、次回のときに、私のほうから学校運営協議会とあともう一つの地域学校協働本部、そういうようなことの説明をさせていただきますので、それでご理解いただければと思います。  
 今回の件ですけれど、ここで理解するだけではコミュニティ・スクールってなかなか成り立っていかないと思うんですね。できれば、松島4月からコミュニティ・スクールとして、可能な限りの強弱はありますけれども、まずはスタートするというので、組織を含めて住民みんなに知ってもらう必要があると思うんですよ。ですから、広報で本当は4月に出してほしかったんですが、今からですと多分5月号になるかなとも思うんですが、ぜひこういうような形になっていくので、皆さんの協力をお願いしたいという形で出してもらえると、ボランティアを集める側としても非常にご理解いただきやすいのではないかなと思うんですが、広報というのはどんなものでしょうか。広報でも地域に周知していただく。

内海教育長 広報でやるか、学校からお手紙を流していくかというのはあるかと思いますが、それはちょっと検討させていただいて。

瀬野尾委員 ただ学校からですと保護者だけですよね。  
 赤間委員 ではないですね。五小学区は全部行きますね。地域、全生徒に。  
 瀬野尾委員 私の居た学校も地域全部に流していましたが、一小さんは地域全部に流すんですか、各学校。やってませんよね。ですから、地域全体に学校だよりがいつている学校でしたら、広報を使わなくても周知していただけるのですけれど、多分松島は、そこら辺は統一されていないと思うんですね。

鈴木委員 委員が各所で決まったならば、もうちょっと教育委員会は、責任について研修を開くと書いてあるんですが、それも早い時期でないと、教育委員会で開けなくなるんですね。そんなに時間が……。

瀬野尾委員 そうなんです、ないんです。  
 内海教育長 ただ、ことし1年目は、4月1日からすぐというわけじゃなくて、瀬野尾先生もお話ししていただいているんですけども、各校で、やはり下準備の進みぐあいもありますので、ことし1年間は私の頭の中ではお試し期間という形で捉えているんです。ですから、少々いろいろな面でおくれたとしても、最低限度ここに記してあるのは、やっていかなければならないんですが、まず本来なら新しい校長先生が4月1日着任します。そして、学校の1年間の目標を立てるのに、やはり二、三日では考えられませんので、少し時間が多くとなれば、少しずつずれていきますので。とにかく

く初めてのケースで、それから近間に見本が余りないので、石越のほうにはあるんですけども、また違った形でやっていますので、できれば、この前教えていただいた形のように、まずは学校と地域の方々が十分に熟議という言葉を使うんですが、お話ししていただいて、早急にすると学校のを何だ手伝ってけると、いろいろのをぶん投げてしまうみたいな形にとられるので、十分に説明をしていっていかないと、何か学校が仕事を放棄するみたいにとられると本意ではないので、とにかく学校にかかわっていただくという形で、少し時間はかかるかもしれないですけども、1年目、ちょっとスタートさせていただきたいなと思っていますところでは。

そのほかに、それでちょうど瀬野尾先生が地域コーディネーターということでいらっしゃるので、そのあたりは、私と基本線をお話ししながら、この前もちょっと考え方、すり合わせさせていただいたんですけども、その中で少しずつ、あとまたおろしていきたいと思っていますので、よろしくお願いします。以上です。

〔内海教育長〕他にございませんか。（「なし」の声あり）それでは、質疑なしと認めてよろしいでしょうか。質疑を終わります。

それでは、議案第2号 松島町学校運営協議会規則の制定について採決をいたします。本案に賛成の委員は挙手をお願いいたします。（挙手全員）ありがとうございます。採決の結果、議案第2号 松島町学校運営協議会規則の制定については、賛成全員で可決されました。

#### 議案第3号 工事請負契約の締結について

〔内海教育長〕続きまして、議案第3号 工事請負契約の締結についてを議題とします。

事務局から提案理由の説明を求めます。

〔三浦次長〕議案第3号 工事請負契約の締結について。このことについて、別紙のとおり提出する。

平成31年3月20日提出、松島町教育委員会教育長名でございます。

詳細については課長より説明申し上げます。

〔赤間課長〕それでは議案第3号 工事請負契約の締結についてご説明申し上げます。町立学校空調設備整備その1工事になります。本工事につきましては、平成31年第1回松島町3月定例議会におきまして補正予算審査をいただきました。ご承認をいただきまして、その後迅速に事務を進めまして、昨日入札会を經まして東京系の業者が選定業者に決まったというものでございます。

工事内容につきましては、補正予算の際にご説明したとおり、ブロック塀・冷暖房設備対応臨時特例交付金、こちらを受けまして、松島第一小学校と松島第五小学校にエアコン設置の工事を行うものとなっています。

第一小学校につきましては16室、第五小学校につきましては8室に設置する予定でございます。

下のほうに入札結果の業者等書いております。

入札方法につきましては、条件付き一般競争入札といたしまして公募しました。公募したところ、1社からの申し込みがございました。入札の結果、1回目の入札におきまして予定価格に達しました日本ビルコン株式会社東日本事業本部東北支社が落札しております。落札額は5,720万円でありました。消費税を含みますと契約額は6,177万6,000円ということになっております。

今後は、1週間以内に仮契約を締結いたしまして、議会の承認を得て本契約というような流れになっております。以上でございます。

〔内海教育長〕議案の提案理由の説明を終わります。質疑に入ります。質疑はございませんか。

（質疑）

赤間委員	今の課長のご説明ですと、入札は1社。
赤間課長	1社の応募でございました。
赤間委員	1社だけ、他は無しですか。
赤間課長	他はございませんでした。公募期間を設けて、その期間中に建設新聞とかそういう部分での周知はしたんですけども、なかなか応募していただく業者はなかったということでございます。
赤間委員	多分、どこもこういった形で入札を周辺の市町村やられているかと思うんですが、1社のみしか手を上げなかったというところは、ほかはあるんですか。
赤間課長	他の状況は、なかなか見えてこないんですけども、例えば市町村一括、全部の学校を一括発注して落札できなかった、なので分けたとか、そういう事例は聞いていますけれども、1社しか



来なかったという事例は、ちょっと聞いてはおりませんが、ほかの自治体でも同じように発注しておりますので、そちらのほうで請負業者になった方は、なかなかほかの市町村にもということでは、監督員とかの関係もございますので、そういうことでなかなか手を上げられなかったのかなというところであります。

- 赤間委員 今回の日本ビルコン株式会社、こちらはほかの市町村の工事は多分受けてないという。  
赤間課長 ないと思います。  
赤間委員 多分、工期がかなり心配される部分があるじゃないですか。一小から松中まで含めて、相当の工事になると思いますので、その早期施工ということを考えて、この会社が多数の市町村から受注をするということだと、さらにおくれる。
- 赤間課長 そうですね。仮にですけれどもこの業者がほかの市町村のそういう入札にも参加していたけれどもとれなかったということで、たまたま松島町に今回エントリーされたのかなというところもございますね。
- 赤間委員 わかりました。あと一番心配なのが、実際ここが落札をしたとして、実際の施工ってまた下請、孫請と出てくるじゃないですか。そこら辺の確保は、実際契約するところがこの会社なので、この会社の責任ということになると思うんですが、そこら辺の情報はある程度下調べはされているのかどうかというのは。
- 赤間課長 下請けに出す場合、こちらに協議書が来ますけれども、実際これはエアコン設置と、あと管の設置、配管とかそういう部分での設置の、工事的には余り難しくないで、この業者で多分できるかなというところはあります。
- 赤間委員 それともう一点、条件付きって、これは一般競争入札、ごめんなさい、私、わからないのですが。  
赤間課長 例えば、宮城県内にとかという、そういうちょっと一部条件をつけた、全国的にということではなくて、松島町に登録されている業者さんで県内に支店または本店を有する業者さんでということでの、一部条件をつけたこともありますので、そういう文言になります。
- 赤間委員 わかりました。ありがとうございます。

〔内海教育長〕他に質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。質疑を終わります。

それでは、議案第3号 工事請負契約の締結について採決をします。本案に賛成の委員は挙手をお願いします。（挙手全員）採決の結果、議案第3号 工事請負契約の締結については賛成全員で可決されました。ありがとうございます。

#### 議案第4号 工事請負契約の締結について

〔内海教育長〕続きまして、議案第4号 工事請負契約の締結についてを議題とします。

事務局から提案理由の説明を求めます。

〔三浦次長〕議案第4号 工事請負契約の締結について。このことについて、別紙のとおり提出する。

平成31年3月20日提出、松島町教育委員会教育長名でございます。

詳細については課長より説明させます。

〔赤間課長〕はい、議案第4号 工事請負契約の締結についてご説明申し上げます。これも、その1の工事と同じ内容になりますが、こちらのほう、ブロック塀・冷暖房設備対応臨時特例交付金を受けまして行います松島第二小学校と松島中学校にエアコンを設置する工事ということになっております。

第二小学校につきましては11室、松島中学校につきましては15室の設置ということになっております。

下のほうに入札結果が書いてありますが、こちらも同じく条件付き一般競争入札としまして公募いたしました。公募しましたところ、2社からの申し込みがございました。入札を行った結果、こちら第1回入札におきまして予定価格に達しました日本ビルコン株式会社東日本事業本部東北支社が落札しております。

落札額につきましては税抜きで5,870万円、税を含みますと6,339万6,000円となっております。

こちら仮契約を同じように1週間以内に行いまして、議会の承認をいただいた後に本契約ということの内容になっております。以上でございます。

〔内海教育長〕議案の提案理由の説明を終わります。それでは、質疑に入ります。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。質疑を終わります。

それでは、議案第4号 工事請負契約の締結について採決をします。本案に賛成の委員は挙手を願います。（挙

手全員)採決の結果、議案第4号 工事請負契約の締結については賛成全員で可決されました。  
議事が終わりましたので、進行を事務局にお返しします。

〔佐藤主査〕ありがとうございました。

#### 4. 報告事項

##### (1) 一般事務報告について

〔佐藤主査〕それでは戻りまして、4番、報告事項に移ります。(1)一般事務報告について、学校教育班からお願いします。

〔大宮司班長〕では行事報告から、学校教育班所管分の説明をさせていただきます。

資料のほうは1ページです。

学校教育班の行事予定は、ごらんとおりとなっております。主なものを説明します。

一番上、2月23日学び支援事業の一環として、スマホに関する講演会を開催いたしました。20名程度の方に参加していただき、主に保護者の方々、あと学校の先生方にも来ていただきまして講演会をしたところでございます。

詳細については、教育長報告のほうでもお話しいただくことになっておりますので、よろしく申し上げます。

3月に入りまして、中学校、幼稚園、小学校とそれぞれ卒業式を済ませました。ご出席いただきました委員の先生方もありがとうございました。

続きまして行事予定のほうに移らせていただきます。2ページです。

主なものを説明をさせていただきます。

先ほど議案のほうにも出させていただきましたエアコンの契約につきまして、27日臨時議会で議決をいただくように議案を提出する予定でございます。

29日には、教職員の離任式、4月1日には教職員の宣誓式を行う予定でございます。

4月に入りまして新年度、始業式や入学式、入園式を予定しております。

18日の全国学力学習状況調査について、きょうは少しご説明をさせていただきたいと思います。

こちらは4月18日木曜日に、小中学校で開催いたします。小学校については、時間割が昨年よりも5分長くなり45分になりました。40分から45分で、国語、算数になります。中学校につきましては45分が50分に変更になりまして、国語、数学、英語の3教科になります。最高学年での実施なので、小学校は6年生、中学校は3年生が受験をすることになります。

中学校の英語に関しては、今回話すことという分野の調査も行われることになりました。これは、学校によりましてパソコン環境で録音して評価をするということなので、全国一斉にということでは足並みが揃わない部分が多かったので、こちらは参考値として結果が出るようでございますが、松島中学校はパソコン室で実施できるということが確認できましたので、松島中学校は、話すことについても4月には調査を行います。

英語に関しては、聞くこと、読むこと、書くことに関しては45分のテストをしますけれども、話すことに関しては、5分程度をパソコン室でそれぞれのクラスが受験をするということで予定をしております。

以上、昨年度と変更があった部分に関してでした。よろしく申し上げます。以上です。

〔佐藤主査〕それでは、学校教育班の報告について、ご質問等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。(「はい」の声あり)

〔佐藤主査〕続きまして学校給食センター、お願いします。

〔赤間所長〕はい、給食センターにつきましては本日お配りしました資料をもとに説明させていただきます。

まず、4月の予定献立表でございます。今年度から、記載の中で初めてのものがあるんですけども、新1年生と幼稚園のほうで、簡易給食を取り入れることといたしました。こちらのほうには、導入給食という形で記載しております。いわゆるならし給食という形になります。

あとは、2枚目のほうになるんですけども、30年度の給食停止による給食実施状況をまとめさせていただきました。こちらのほうごらんいただきたいと思います。今回はインフルエンザによる学級閉鎖、学年閉鎖によりまして予定回数を下回った学年等もございましたが、こういった形になっております。

こちらのほうを受けまして、次に3枚目になりますけれども、31年度の学校給食費の納入についてということでもとめたものがございまして、31年度におきましては、給食の1食当たりの単価は、前回の2月の時点で説明させていただきましたとおり変更はございません。予定回数につきましては、今回は多少なりともふえた

形で実施予定をしております。一応予備日としまして2日ほど多くしております。

また、中学校におきましては、この記載回数からさらに回数がふえる予定になっておりまして、松中の1年生については180回、2年生については178回、3年生は変更なく165回になる予定となっております。以上でございます。

〔佐藤主査〕 それでは、学校給食センターの報告について、ご質問等ございますでしょうか。

(質疑)

内海教育長	少し増えたの給食数。
赤間所長	増えました。
内海教育長	やはり、言ったかいがあったな。
瀬野尾委員	ありがたいですね。導入給食等を。
内海教育長	校長のほうにも、少しふやしてくださいということをおきましたので。
赤間所長	中3のほうが、かなり。
瀬野尾委員	よかったです。
赤間委員	導入給食の件なんですけど、この間の幼稚園の卒園式に伺ったときに、結構来賓の方々に、この話題になりました。とてもいいことだなというのは、特に3歳児なんかは初めてそういう集団のところに行って、すぐ給食というわけにいかないでしょうから、とてもいい取り組みですねという話は、本当に議員さんとか、それから小学校の校長先生も含めてしていたんですが、これは導入給食、ご飯のときにパンにした理由というのは何なのでしょう。
赤間所長	これは、やはり箸を使って食べるというところに難しさとかもあると思っていて、まず手ですぐ食べやすいということを栄養士が考えたようなんですけれども。
赤間委員	わかりました。ありがとうございます。
内海教育長	これも初の試みなので、少し。
赤間所長	まだちょっと、やってみないとわからないかと。
内海教育長	実験するわけではないですが、パンでスタートするというご理解ください。

〔佐藤主査〕 他にございますでしょうか。よろしいでしょうか。（「はい」の声あり）

〔佐藤主査〕 続きまして生涯学習班、お願いします。

〔石川班長〕 では、資料3ページをお開きいただきたいと思っております。

生涯学習班の行事、主なもののみ抜粋して説明をさせていただきますと思っております。

2月27日水曜日、第4回社会教育委員の会議を開催いたしました。主な議題は、松島まるごと学の評価検証を行っております。次年度につながるような貴重なご意見を多く頂戴いたしました。

同日午後から、観瀾亭収蔵品修復事業実行委員会を開催しました。JR東日本事業財団から補助金を受けまして、観瀾亭所蔵の政宗直筆の書状と軸物4点を修復しており、実物を披露しながらの実施報告を行っております。あわせて役場職員にも、修復した軸物4点の披露を行いました。

なお、こちらの修復した掛け軸等はまず役場1階の町民スペースで展示を予定しております。3月25日から1点ずつ2週間の期間で展示をまいります。その後は、修復後の観瀾亭博物館などで展示できるよう検討しているところでございます。

引き続き生涯学習班の行事予定をご説明申し上げます。

今週末になります3月23日から24日でございます。ジュニアリーダー初級講習会を開催を予定しております。ウォークラリーの実践や子どもたちの遊び方などを先輩ジュニアリーダーやOBをコーチとして招いて実施する予定でございます。

また、3月26日文化財保護委員会、27日スポーツ推進委員会、こちらではそれぞれ今年度の活動報告、また来年度の事業予定などを協議する予定となっております。

生涯学習班の行事報告、予定につきまして以上のおりでございます。

〔佐藤主査〕 それでは、生涯学習班の報告について、ご質問等ございますでしょうか。

(質疑)

瀬野尾委員	ちょっと確認ですが、まるごと学は、今、どういう内容を扱っていますでしょうか。松島まるごと学。内容。
石川班長	具体的な内容という形でしょうか。

瀬野尾委員 すみません。この間、壇山の森林学習、今、入っていますよね。あれもまるごと学としてやっているわけですか。

石川班長 はい、共通プログラムとしてのまるごと学に組み入れております。

瀬野尾委員 そうですか、わかりました。所謂歴史探索が主かと思っていたものですから、あれもまるごと学として入っているというように認識していきますので。ありがとうございます。

内海教育長 あと座禅とかもありますので。

瀬野尾委員 そうですね、そちらは知ってたんですが。

〔佐藤主査〕他にございますでしょうか。よろしいでしょうか。（「はい」の声あり）

〔佐藤主査〕続きまして中央公民館・文化観光交流館・勤労青少年ホーム、お願いします。

〔佐藤館長〕それでは、公民館の方からは2つほどありまして、まず1つ目は、お手元の資料として先ほどおつけしたんですけども、紙粘土細工講座（かわいいお地藏さんづくり）、これは皆さんに前回実物を見てもらいましたけれども、15人募集して20人の応募がありまして、19人が受講しました。それで、1枚目のカラー写真を見てもらえますか。ここの左側2段は、これは先生の作品でございまして、パリエーションが雛人形などを含めてかなりのものがあります。それを先生が展示してくださいました。

それから右側は教室の風景でございまして、その後ろの4枚が、生徒さんがつくったお地藏さんの写真の抜粋でございまして。見てもらうとわかるんですが、どれ一つとして同じようなお地藏さんはなく、皆さんそれぞれ個性のあるお地藏さんができまして、楽しい時間を過ごされたようでございます。

また、この教室は31年度も継続予定でございまして、お地藏さんになるか、違う人形になるかはわからないんですけども、31年度もできれば二、三回ほど実施したいと思っております。

それからもう一つは、ここには書いておらないんですが、第6回目の分館長会議が3月15日にありまして、その主な内容が、新年度の町民ふれあいスポーツ大会について、それから新年度の会議の日程についてということでございました。前回、佐藤実先生のほうから、分館の間の差というか格差というか、何て表現したらいいんでしょうか、人数の差であったり、地域の差はないのかというお話がありましたので、それでちょっとお話ししたいんですが、実は58回ふれあいスポーツ大会のアンケートの中で、ある分館から全部のプログラムに人数を出すのがなかなかひどいというお話がありまして、その話を第6回の会議の中で揉んだんですけども、揉んだ内容というのが、チームの数から始まりまして、本来であれば12分館あるので12チームが出るのが普通なんですけれども、パターンを4つぐらいつくりまして、12分館各単独チーム、それから2つ目が人口の多いところと少ないところがうまくくっつくように6分館対抗のチーム、それから12分館の中の地域をうまくくっつけて、少ないところと大きいところをくっつけて10チーム、それから4つ目として、少ないところだけほかから協力をもらうという4パターンが出ました。

決まったのが、結局、一番少ないところを出にくい地域の隣に比較的大きい地域があるので、そこから協力をもらうというような形に結果的にはなったんですけども、そのお話の中で、やはり今、その行政区の自主性というか、そういうのがすごく強くて、なかなか一緒にはなりにくいんだという話をされました。今回は12分館で12チームで出るんですけども、協力が必要なところは言ってもらって、そこにちょっとほかから協力をもらうというような形に落ちついた次第でございまして、以上でございまして。

〔佐藤主査〕それでは、中央公民館等の報告について、ご質問等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。（「はい」の声あり）

それでは、ここで5分間休憩を取りたいと思います。再開を11時20分とします。

（休憩：午前11時15分）

（再開：午前11時20分）

## （2）教育長報告

〔佐藤主査〕それでは、会議を再開します。（2）教育長報告について、内海教育長お願いします。

〔内海教育長〕はい、私の方は3点簡単にお話しさせていただきます。

1点目は、大宮司班長がお話したように、2月23日学び支援の講演会、スマホ世代についてということで、その話を聞いた内容で、特に「ああ、そうか」と驚くようなことがお話しありましたので、ちょっと一言お知らせしておいたほうがいいのかなと思っております。

大阪府では、大阪地震があった後に、子どもたちの所在確認ができないということでスマホを持たせると、学校にスマホを持たせるといようなお話がありました。それを受けて、文科省もスマホを学校に持ち込むことについての是非について検討し始めていると。そうすると、いずれ県からあるいは市町村にスマホ可みたいな話になってくるのではないかと。

それはそれで、安否確認をする上で非常に大切なことであるんですが、学校にスマホを持ってきた中で、こんな事例もお話があったんですね。友達がトイレでおしっこをしているのをカチッと写すんだそうです。それをSNSに飛ばすと。そういうようなことも考えられると。なるほどな、そういうような事例は全く私は意識していなかったの、本当に所在確認のみと。だから、学校に持ち込むことについては、物すごい条件を入れなくてはならないのではないかなと思ったりもしました。

ニュージーランドで殺人事件がありましたけれども、あれもSNSで、もう回収できないくらい全世界に吹っ飛んでいるということで、殺りくの様子が見られるということになっております。それからまた、そういうことをしていじめたのが、後で何十年か後に、いじめた子は社会的な地位が高くなったときに、おまえにこういうことをされたよなという、強請るというんですか、そういうような事例も逆にあるんだというように、非常にそこが心配になってきたなど。

いずれ、うちの町にもスマホを導入するとなれば、そこら辺も十分に検討した上で、持ち込みについては検討する必要があるなと思っております。これが1つ目です。

2つ目は、何度かお話ししてはいたけれども、英語の指定を受けたいということで、正式に英語の指定が決まりました。次年度から英語をスタートします。中学校、小学校ということで、中学校区で英語をすることになりましたので、お金が1年目30万、2年目30万、計60万つくということなんですが、これからずっと英語をやっていくとなった場合には、私はどちらかというゼロ予算のほうが長続きするんだろうと。お金があるときはいいんですけど、なくなればなくなった時点で失速しそうな研究はしたくないなと考えております。これが2つ目です。

3つ目は、先ほど議論になりました、話し合いの土俵に上がってきたコミュニティ・スクールです。地味でなかなかご理解いただくのが難しいし、何だ、学校は地域に丸投げするのかというように捉え方もなきにしもあらずなんですが、これらについても十分に説明をしながら、うまくコミュニティ・スクールを立ち上げていきたいなと思っております。これが3点でございます。以上でございます。

〔佐藤主査〕 それでは、教育長報告について、ご質問等ございますでしょうか。

(質疑)

瀬野尾委員

まずよろしいですか。今、教育長さんから3点お話がありましたが、中学校の進路報告については、現時点でどういう状況かは報告受けてないでしょうか。

内海教育長

私の方から進路報告。数まではちょっとあれなんです、前期、60まではいけないけれども…、学校名ですか。

瀬野尾委員

今まではどこへ何人っていうのが。

内海教育長

それはまだ、私の手元には来ておりません。

瀬野尾委員

そうですか。じゃどういうことで来ているんですか。

内海教育長

このあと整理して、今、二次の、先ほど話題に上げた、前期が終わり、後期が終わり、後期で落ちた子が二次募集のやつが入って、多分、今週中には結果がわかる。それを踏まえて、あと全部のデータが毎年私のところに来ておりますので。

瀬野尾委員

そうですか。

内海教育長

そのときにお示ししたいと思います。

佐藤委員

進学しない子はいるんですか。

内海教育長

私のところでは今聞いておりません。通信教育が4名ほどいるかもしれません。以上です。

瀬野尾委員

今3点についてお話しいただいたんですが、最初のスマホ世代の、これから考えられるいろいろな課題というのは、必ずしも松島も導入するとか、そういう前提は全くなしに、こういう事例があるそうですという情報として私は聞きましたけれど、それでよろしいですか。導入を検討しようという話ではないですよ。

内海教育長

はい、よろしいです。

瀬野尾委員

それから2つ目の英語の指定ということで、これはなかなか結果が出るまでは、学校への情報が出て出しにくいのかなと思うんですけども、例えば校長会でそういうお話をしたとしても、校長先生が来年はどうも英語を受けられるらしいよということって、職場で職員に言うかどうかは、や

はり、まだ言うてはだめですよと教育委員会が言えば言わないと思うんですけども、そこが難しいかなと。

そうした中で、私がちょっと口が軽いのもあるんですが、どうも来年は英語を受けようという気持ちのようですよという話をすると、先生方が「そうなんですか。じゃあそういうことは早く伝えてもらわないと」というように言われるんですね。拒否とかそういうのではなく、学校というのは次年度の研究を考えますよね、例えば、ことし道徳だと。じゃあ来年は数学だとか、算数だとか、そういう教務の動きもいろいろあつたりしますし、先生方にとっては、だったら自分もこういう面で頑張ろうということもありますので、このあたりの情報の流し方というのが難しいと知りつつ協力したいと思う先生がいるので、もうちょっと先生方にも状況をお伝えいただけるといいのではないかなと、1つ思いました。

それからもう1点で、英語に関することですが、ことしは初めて移行ということで、教科書配布されましたけれど、それに対する事業の取り組みは、ぜひALTを含めて、ALTももうちょっと主体的にかかわれるような授業構成を考えていければ、もっといいのではないかなと思っておりますので、以上2点です。

内海教育長

情報については、これは私、ちょっと失敗したなと思うところがあります。かなり早い時期から英語いくかもしれないよと言っておりました。校長にも何度か伝えております。何度かというか会うたびに伝えていましたけれども、これは内緒にしてくださいね、校長どまりですねという以外は、全て私、下に伝わっているのかなと思っていたところなんです。ところが、実際は伝わってなかったと。だから、学校はここだとは言いませんが、2校はその気でいました。2校は全くそんな気になりませんでした。それくらい温度差があつたので、失敗したと思っています。

このように3月のぎりぎりの末に結果が出るので、その前から受けますよというわけにもいかず、ちょっと中途半端な状態が続いていたのは私の最大の失敗かなと思っております。

ですから、この前、校長会を集めて、これとこれとこれとこれは必ずやるというような宣言をしておりますので、これとこれとこれは、あとでお話できる機会があればお話ししますけれども、しっかり根っこまで全部伝えてくださいと。教頭さんにも教務さんにも。校長によっては、自分で抱えておしまいという校長先生もいらっしゃるの、そういうことがないように。これはちょっと校長どまりねという以外は、全て教えていいと解釈してくださいというのを次年度は念を押ししたいなと思っております。

それから、ALTですね、そのために指定校を当てたという部分もありますので、これもうまくALTが孤立しないように、あるいは十分その力が発揮できるように、うまく切り盛りというか組み立てていきたいなと思っておりますので、よろしく願います。以上です。

〔佐藤主査〕他にございますでしょうか。よろしいでしょうか。（「はい」の声あり）  
それでは、鈴木委員は所用のためここで退席いたします。

（鈴木委員退席：午前11時32分）

### （3）3月定例議会報告について

〔佐藤主査〕（3）3月定例議会報告について、内海教育長からお願いします。

〔内海教育長〕はい、私の方から。まず杉原議員から、中学校の部活動の方針についてということで、部活動のガイドラインを示したことによる質問でございます。

12ページをごらんください。1つは、現在の部活動の加入状況はということで、運動部が11、文化部が4、計15部というんですか。週四、五日の部活動を行っていますということをお話ししました。

それから、方針の策定に当たり、生徒・保護者・教員の聞き取りをしましたかということで、ここが大きな論点になりました。校長等に打診はしましたけれども、生徒・保護者への聞き取りはいたしません。そういうようなガイドラインではないと。スポーツ庁、それから文科省、それから県教委、そして地教委というふうの流れでくるので、限られた期間の中でつくってくださいと。そして4月以降に周知徹底を図ってくださいという流れでしたので、保護者まで聞くことはなかったです。

ここが保護者になぜ聞かなかったのかということで、話し合いになりましたので、そのような説明をし、理解を求めました。

方針内容については、活動計画とか活動実績の煩雑さによって、教職員が結局休ませるという意味が、実は負荷がかかっているのではないかという話になりましたが、逆にこういう計画なしに部活動をするならば、何か起きたときに非常に問題があるということでお話しさせていただきました。

休養日の対策はとなったときに、休養日で暇になって、子どもたちが悪さをするのではないかと。これは、家庭で理解をしてやっていただくという形で、家庭のほうの考えということでお話しさせていただきましたが、夏休みの小学校の休みとかも考えれば、1日、2日、子どもたちがフリーな状況になったとしても、特に保護者の方がしっかりしてご指導いただければ問題ないのではないかなんて思っております。

外部指導員、部活動指導員の活用、スポーツクラブとの連携については、それぞれの役目がありますので、その役目と連携を図っていききたい。特に、スポーツクラブなんかは、このガイドラインについて話をしなかったのではないかとということなんです、事実誤認で話をしております。理想については話をしています。またあと、今後体協の会長さん、それからスポ少の会長さんとも協議を重ねるつもりです。あと機会あるごとにガイドラインをお示ししていきたいと思っております。

ガイドライン自体は、スポーツクラブや少年団の活動を全く妨げるものではないんですが、どうも妨げるというような解釈で持っていかれた部分がありますので、そのことはちょっと私の説明不足だったのかなと思っております。

それから、地域との連携策として、部活動ボランティアなんかはどうですかという話なんです、部活動指導員もなかなか集まりかねるし、限られたところでやるわけですので、非常に考えとしては悪くはないんですが、今、今ということでお答えしておりました。

検証結果や検証後の対応はどのように考えていますかということで、もちろん、これは先生方の働き方改革で、先生方が1カ月180時間とか、そういう殺人的な時間外にならないようにしていくのが結果としてあらわれれば、もう大成功だと思っております。

作成する指針に対する生徒・保護者の理解や協力への考えはということですが、これも4月のPTA総会とか、いろいろな場でお話ししていきたいと思っております。

これからの部活動のあり方についての町長の考え方はということで、これは、とにかく町長がお話しした中身に、さらに私に加えたのは、部活と共存共栄を図って行って、理想の部活動のあり方を求めていきたいというような話は、私のほうでさせていただきました。

これが1点目です。

それから2点目が、櫻井議員さんの質問がありました。

スポーツによる子どもたちの怪我を防止する対策は。小学校でもひざにサポートを巻いてということで、部活動、スポーツを行っている子どものけがの具合を心配した質問でございました。ここで、全く杉原議員さんと櫻井議員さんが相反するように、どちらかという杉原議員さんは、部活動の削減みたいな形でガイドラインを捉えてしまったんですが、櫻井議員は、ガイドラインを設けたことによって子どもたちが、けがそれから余暇、そういう時間が自由になっていいのではないかとということで、1番目の質問と2番目の質問がぶつかってしまった。ぶつかったという意味では、まさに相反する質問になったということです。

ストレッチやそういうクールダウンなどやっていますかということで、これも十分にやっております。整理体操とか準備体操とかということでしております。あと、保護者、けががあれば早急に保護者にも伝えております。

あと、成長に合わせた指導があると思いますが、過度な練習・トレーニングは行っていませんかとということで、そういうのは一切行っておりませんというお話をさせていただきました。

ゲームの普及により、全く運動しない子どもがいますがということで、ここには例として扁平足、足の指が上側に反った子どもなどがふえてきていますよということなんです、これにつきましては、小さいうちの運動が大切になってくると思います。ですから、幼稚園では踊育とか踊ったり、そういうのを取り入れながら運動を身近に感じるように指導しておりますという答えをしました。

あとは、そのほかに高橋利典議員さんが、新築認定こども園CLTの活用ということで、こども園ですので、若干触られるか、来るかなと思ったんですが、これは本当に認定こども園の建物を圧縮した木材、コンクリートではなくて、（「はい、木材ですね」の声あり）それでつくったらいかがですかという提案でございました。

それから6番目ですが、菅野議員さんは分館活動の拠点を明確にと、分館については生涯学習班なんですけれども、これも特にこちらに振られることはございませんでした。

7番の澁谷議員さんの、松島町の文化財の保存と活用についてでございます。文化財の指定は、どんな基準のもと、どんな手順で行われ、また指定の見直しはあるのかということで、松島町文化財指定基準に基づきしています。それから、文化財の価値を失った場合は指定の解除もあります。例えば、燃えてなくなったり、それから

木々が枯死って、枯れてしまったりした場合には見直しはありますよということを回答しました。

西の浜貝塚出土遺物、観瀾亭松島博物館収蔵品、観月楼所蔵文書等々に注目すべきものは発見されていないのでしょうかということで、一つ一つ説明をいたしました。基本的には文化財は、これが一番ランクが上で、2番目はこれだとランクづけはしなくて、どれもこれも大切なものですよということで、これは石川班長にレクチャーしてもらったやつを、そのままお答えしました。

西の浜貝塚については、西の浜貝塚が指定されていて、その中に入っている矢尻や土器や、それまで指定にかかっているのかなど、私は解釈していたんですが、これも石川班長から教えられましたが、西の浜貝塚だけが指定で、中の遺物というのは指定の対象にはなっていないというお話でした。こういう細かいやりとりがありました。

3番目は、現在改修中の松島博物館、水族館跡地にどんなのを計画するのかということで、リストは上がっているんですが、まだ建物の大きさとかそういうのを検討して掲示するというような話でお答えさせていただきました。

それから、基本構想では平成38年までの8年間で目安を設けるとしているが、時代の流れを考慮して計画を早めるように検討すべきだということなんですが、最後に、文化財をどのような形に持っていきたいのかみたいな、澁谷議員さんのお話がありました。委員さんにもお渡ししていますけれども、歴史文化基本構想の流れに沿って、私がお話ししたのは、例えば単品でこれがすばらしいとかではなくて、農業や漁業それから伊達政宗と、そういうストーリーの流れでもって文化財を見ていただく、あるいは展示していくとか、あるいは周知していくというような形でもっていききたいですよというお話を、澁谷議員の質問を終わりました。以上でございます。早口になりまして済みません。

〔佐藤主査〕 予算の分科会の報告書のほうは、よろしいですか。

〔内海教育長〕 総括では、大きいところでは、やはり菅野議員さんから部活動のガイドラインについての質問がございました。やはり短いのではないかとか、やればもっと長くなるんじゃないかという話でしたが、私なりに説明させていただいたと思います。

それからあと、バックネット、第一小学校のバックネットが危ない状況にあるということで、片山議員さんのほうからご指摘がありました。それについては、現場を確認して、その上で対応できるかどうか確認したいというようなことをお話ししました。以上でございます。

〔佐藤主査〕 それでは、3月定例議会報告について、ご質問等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。（「はい」の声あり）

#### （4）松島町部活動指導員設置要綱の制定について

〔佐藤主査〕 （4）松島町部活動指導員設置要綱の制定について、説明をお願いします。

〔大宮司班長〕 はい、私の方から部活動指導員設置要綱（案）でお示したものに沿って説明をさせていただきますと思います。

教育長の議会の報告等々でも、部活動のことがいろいろと今回話題になりましたが、部活動指導員を松島町に31年度より設置する方向で、予算の説明の定例会のときもご説明をさせていただきましたが、その運用に関して要綱を定めるというところで準備をしているところでございます。

松島中学校においては、30年まで外部指導者が3名おりました、そのうちの2名が県費で負担していただいて、1人はボランティアでということで、町の支出なしで外部指導者に指導していただいていた状況でございますが、外部指導者に関する県費予算もだんだん緊縮されていくのと同時に、部活動指導員への導入のスライドということで、国・県の流れがございましたので、外部指導者につきましては県費2人だったところが、31年は1人に減りましたので、3名の外部指導者を確保するために、3人のうち2人を部活動指導員として設置するというところで、今回この要綱を定めるものでございます。

主な部活動指導員の任用と、あと勤務時間その他に関して定めるものとなります。抜粋して説明しますが、身分は一般職の非常勤というところで、非常勤職員となります。職務に関しては第4条になりますが、主に4条1項の1から4が主な職務になると思います。2項に関しては、条件が書いてありますが、それが相当と認める場合行わせることができるという表現なので、松島町で必ず第2項に関して部活動指導員に行わせるということを想定しているものではありません。主に第4条1項について職務をしていただくようなことになると考えております。

裏にいきまして、任用期間ですけれども、非常勤職員ということで、年度、年度の雇用になりますので、4月1日から翌年の3月31日までの年度での任命ということになります。



勤務日、勤務時間等々につきましては、平日は1日2時間程度、学校の休業日は1日3時間程度で、上限が年間で210時間というふうに定めております。

第8条勤務条件のところですが、時給に関しては1,600円としております。旅費につきましては、町の職員等の旅費に関する条例の定めにより別に支給をするところでございます。

以上、簡単ですが主な内容につきまして、このような形で、今、総務課の法令担当とも精査しながら要綱の設置を進めておりますので、ご報告申し上げます。

研修のほうもする予定になっておりますので、指導者には町教育委員会のほうで研修を行うこととしております。以上でございます。

〔佐藤主査〕 それでは、松島町部活動指導員設置要綱の制定について、ご質問等ございますでしょうか。

(質疑)

赤間委員

今回の第7条に、上限が210時間ということで記載がありますが、毎日3時間ということだと70日ということですよ。現状の外部指導者3名いらっしゃる中で、今の現状の外部指導者の方の活用というか、勤務というか指導に当たられている日数だとか時間は、どうなんですか。

大宮司班長

そんなに大きな差はないと思いますが、実際に何時間なのかという、今、手元にはないのですが、現状とほぼ変わらないものと、あと県の要綱も参考にしながら、その部分に関しては設定したところでございます。

赤間委員

このぐらいの時間数あれば十分指導はできるということと、学校の先生方、教職員の方の負担の軽減になるということと考えると大丈夫だということですよ。

瀬野尾委員

具体的に何の部活を見るんですか。

大宮司班長

剣道、バレー、あともう一つサッカー。

三浦次長

サッカーは運動部外部指導者。

大宮司班長

剣道、バレーの2つですね、2人なので。サッカーは外部指導者で県費の方で。

内海教育長

お金の出所を説明したら。

三浦次長

サッカーについては10分の10の県費の、いわゆる引率が単独でできないような、いわゆるこれまでのコーチという扱いで、時給1,500円ですね。年間40回分くらいですね。前期20回、後期20回くらいですね。

内海教育長

それから剣道、バレー。

三浦次長

剣道とバレーは、国費3分の1、県費3分の1、一財3分の1と合わせて、時給1,600円です。そういう補助の上限が年間210時間ということです。

瀬野尾委員

そういうことですか。これは引率は自分で、この人たちができるんですか。2人。

三浦次長

そうですね、制度上は。ただ初年度でありますので、そこまですぐにできるかどうかというのは、研修の成果というか、様子を見てということになるかと思えます。ですから、単独で顧問を充てないでということではなくて、今回は教員から必ず全ての部活動について顧問を充てた上での、つまりバレー部と剣道部も県費負担の顧問はつけるよと。そのほかに負担軽減としての部活動指導員という扱いでございまして。例えば職員室で採点業務をしている間に、指導員に預けることができる、あるいは土曜日、県費負担教員が指導できないときにやっていただくということが想定されると思えます。

瀬野尾委員

わかりました。

佐藤委員

今の研修の中で、必要な知識についての研修を行わなければならないというふうに、必要な研修というときに、今、何か考えておりますか。ほかの例なんかもありますか。

三浦次長

具体的には、そのスポーツの例えば剣道であったり、バレーについての専門的なものは既に身につけていらっしゃるということですので、いわゆるコンプライアンスであるとか、指導者がとってはいけない暴言あるいは体罰の根絶に向けた研修というのが中心になるかと思えます。

佐藤委員

あと、単独で生徒達を連れて行くというようなことも含めて、そういう責任についてのお話なんかもするんですか、今後は。

三浦次長

そうですね。今回は条件として教員免許を保持しているかということとはうたっておりませんので、やはりそれに準じたような行動ができるような、あるいは監督責任、学校管理下ということでの引率者になりますので、そういう意味では責任を持つ立場になりますので、そういった研修ももちろん入ってくると思えます。

〔佐藤主査〕他にございますでしょうか。よろしいでしょうか。（「はい」の声あり）

## 6. 協議事項

(1) 平成 31 年度（平成 30 年度対象）松島町教育委員会教育行政点検評価報告書の作成について

〔佐藤主査〕続きまして、6 番協議事項に移ります。(1) 平成 31 年度（平成 30 年度対象）松島町教育委員会教育行政点検評価報告書の作成について、資料の 27 ページをお開き願います。

27 ページにつきましては、今後の作成のスケジュールになっております。5 月中旬まで各班、幼稚園、学校から報告書を出してもらい、5 月中旬から 6 月中旬にかけて取りまとめを行いまして、6 月の定例会また 7 月の定例会で校正の協議をさせていただいて、その後、学識経験者の意見をいただきまして、8 月の定例会において議案として審議していただいた後に、9 月に町の議会に報告するような流れになっております。

資料の 28 ページ、29 ページをお開きください。28 ページは昨年度までの様式になっております。これまで様式が縦向きだったため事業実施状況、事業の効果、事業の課題・改善策が離れており、それぞれ対応するものを追うときに視線が行ったり来たりしていましたが、29 ページのように様式を横向きにすることで、視線を横に動かせば対応するものが追えるようになると思います、今回横にするように考えております。

今回、スケジュールと様式について協議いただければと思っております。何かご意見等ございますでしょうか。

(質疑)

瀬野尾委員 非常にこの様式は、項目について成果と更に課題ということで、横に追っていただけますので、非常に見やすくなっているなと思います。

1つ質問は、これの提出期限、いつでしたか、学校。

佐藤主査 学校からの提出は5月の中旬を予定していました。

瀬野尾委員 そうですか。去年は年度内でしたよね。それは構わないんですか。去年は2月下旬を締め切りということ。

佐藤主査 去年は松島の教育の基本方針をつくるために、年内の分をいただいていて、今回そちらについては、学校評価のほうで代用するということがだったので、今回、年度内という提出は求めていないところです。ただ、今いる先生がかわった後ですと、中身がわからなくなってしまったりとかするので、3月中には文書を出して作成を進めていただくような予定にはしております。

松島の教育の、つまり次年度の教育目標については早く出すということですか。

瀬野尾委員 学校評価で出させていただいて、それをもとに、この間次長のほうから示させていただいた基本方針という形になっておりましたが、その作業で、学校評価と別途にこちらのやつを出させていただくと二重になってしまう部分もあるということで、今回、そちらのほうは求めていなかったということです。

つまり学校評価のときには、この様式では出てこないということですよ。学校からは。

瀬野尾委員 学校評価のときには、この様式では出てこないです。

佐藤主査 それではあまり改善した意味がないですよ。今までは、初年度にやはり、学校の教育の目標が出てないというのはおかしいということで、学校から出してもらいましたので、現に学校は年度内評価はしますので、それをもとに、これから運営協議会にかけるにしても目標をどうするかという話になるんですよ。それが5月、6月になるということが、今までの課題だったんですよ。それを改善したのが去年だったのに、またもとに戻るとするのは、ちょっと。

三浦次長 年度末に学校の業務が多忙が集中する時期に、学校評価、自己評価の職員の会議が連日開かれるわけなんですけれども、その上に、別な評価を求めるのは煩雑になるだろうと。ただ、私の予想としては、学校側が各保護者あるいは教員、あと児童生徒からアンケートをとったもので自己評価するわけなんですけど、それがこれとほぼ同じようなもので上がってくるだろうというふうに思っていたんですね。しかし、今回各学校から上がってきた学校評価の報告を見ますと、なかなかこれと連動がはっきりしていないような部分があって、逆に、やはり町の教育の小中学校の重点項目等に沿ったような学校評価をしていただかないと、ちぐはぐなかなと。瀬野尾先生もおっしゃるように、各学校する学校評価と、松島の教育基本施策の評価がかけ離れていたのでは、やはりこれまた町立小中学校としてはおかしいだろうということが、ことし見えましたので、来年度というか、各幼小中の園評価、学校評価は、これにのっとったものを含んだものでしていただくべきなんだろうと。二重の別々ではなくて、一本筋を通してという評価というのは必要なの

かなというふうに、今年度やってみて、一度変えてみて、そういう印象がありました。

瀬野尾委員 わかりました。ただ、それは大きな課題だと思います。松島の教育というものを出すのですから、それにのっとって学校は何を重点にするかというので、あくまでも町はどうぞ出してください、うちのうちですよというやり方は、やはりまずいなというように思いますので、ぜひ、評価の時期、学校とまた町の生涯学習等の評価の時期、去年の印象では、やはり事業が全て終わった後で評価をしたいという、そこの思いもわかりますので、もしかしたら学校の教育目標に関しては、まず先にお知らせという、そういうスタンスを、例えばこういう、今回実践報告、この程度で、ことしこういうことをやって、こういう課題があって、については来年は松島の教育はここを重点にやるという、こういうものでも、学校教育に関してはいいのかなと思っているんですね。どっちにしても、6月ごろに松島の教育が出るということには非常に違和感を感じていたところで、ぜひそこを改善する方向で、いわゆる町がこういう教育を目指しますよということ、やはり学校が受け入れられないなら、そこはまさに熟議をして、町としてこういう方針をつくってほしいみたいな、そこがやはりあって一本化だと思いますので、そのあたりをぜひ検討していただきたいと思います。

三浦次長 今年度については、2月の下旬に各学校に教育計画の、特に県、あと町ということで、原稿は既に示してありました。

瀬野尾委員 はい、で、それが上がってきてないんですね、ことしは。上がってきた。

三浦次長 それを元に、平成31年度の教育計画がつくられると思います、各学校の。もうできたころだと思います。

瀬野尾委員 はい、わかりました。

佐藤委員 今回の件については、やはりこの町の目標も方針も、やはり評価するためには、文章だけでやるというのではなくて、もし、会議が多くなるかもしれないけれども、教頭先生なり教務さんなり、学校を代表する人たちに評価について検討いただく、そういうことが必要なんだろうなと思いますよね。ですから、町の評価をどのようにするかというのを、やはり教育委員会のリーダーシップでやらざるを得ないのかなと。この評価をするためにはですよ。そういう思いがありますよね。各学校の学校評価でやったことを、この評価に当てはめようというようなことに、私は見えていたんです。だから、あるものは学校によってはない、ある学校はあると。それで果たしているのかどうかという。少なくとも、これだけは町として評価をしていきましょうよという重点項目なので、どの学校もきちんと評価してもらって、そういう検討委員会みたいなことを教頭か教務さんに集まっていたら、そして学校に戻ってそれでやっていただく、それが早くという意味ですけども。例えば2学期あたりに何回かやっておくとか、そういうことをしないと、瀬野尾先生の言われている方向での評価というのは難しいのではないのかなという思いがございましたけれども。

〔佐藤主査〕他にございますでしょうか。よろしいでしょうか。（「はい」の声あり）

## (2) 平成31年4月定例会について

日程案：平成31年4月19日（金）午前10時00分 松島町役場3階 302会議室

〔佐藤主査〕続きまして、(2)平成31年4月定例会について、日程案として4月19日金曜日、午前10時から松島町役場3階302会議室で予定しています。この日程でよろしいでしょうか。（「はい」の声あり）ありがとうございます。よろしく申し上げます。

## 7. その他

### (1) 松島町教職員離任式について

〔佐藤主査〕続きまして、7番その他に移ります。(1)松島町教職員離任式について、3月29日金曜日、午前9時45分から松島町役場3階大会議室で予定しています。閉会后、出欠を教えてください。

### (2) 松島町教職員宣誓式について

〔佐藤主査〕続きまして、(2)松島町教職員宣誓式について、4月1日月曜日、午後3時30分から役場3階大会議室で予定しております。こちらも閉会后に出欠を教えてください。

(3) 松島町立幼稚園入園式及び松島町立小中学校入学式について

〔佐藤主査〕続きまして、(3) 松島町立幼稚園入園式及び松島町立小中学校入学式について、4月9日に予定されております。こちら閉会后、出席していただく学校の調整をさせていただきたいと思っております。

(4) 松島町教育委員会年間行事予定について

〔佐藤主査〕(4) 松島町教育委員会年間行事予定について、三浦次長から説明願います。

〔三浦次長〕それでは別の冊子にしておりますカレンダーのようなものをごらんください。

この年間行事予定は、各学校のものと、あと教育課の各所管のものうち大きなものをまとめたものです。以前はなかったもので、昨年度からまとめてつくりました。

まず主なものですね、特に教育委員の方々がかわるようなものをお示しいたします。

4月1日宣誓式、あと4日が教育委員会歓送迎会を予定しております。あとは、4月5日に教務主任者会、あとは18日に園長会、あと24日に校長会、25日に教頭会ということで、昨年度校長会は年間予定をしていたんですが、日程をその都度、その都度決めるのが煩雑でしたので、今回は全て園長会、校長会、教頭会、教務会、全て年間計画に入れさせていただきました。

あとは、4月26日、町職員の歓送迎会、これは町の教頭会のほうが設定して、新しくいらした教職員の方、あるいは出られた方に案内をしながらやっているものです。

5月7日が小中合同英語教育推進委員会①とありますが、これは、英語の県の指定を受けたことによって、年間5回開催するものが5月、7月、9月というふうにならずに年間、最後の2月まで5回開催予定のものでございます。

あと5月13日、町校長会もみの木各校経営方針説明とございます。これは、昨年度開催させていただきましたもみの木教室のお披露目会プラス各学校の経営方針を示していただくという会にしております。来年度も2人の校長先生が交代して新しくかわりますので、もみの木教室をこの時期に見ていただくことで、同じように設定をしております。

あと運動会が18日、一小、二小、あと25日が五小ということになっております。

あと6月が18日に指導訪問がスタート、最初が第五幼稚園ですね。あと26日の二小、28日一小とどんどんつながっていきます。

あと新しい取り組みとして6月29日、小イングリッシュデイキャンプ、土日、あと明けて7月6、7日に中イングリッシュデイキャンプとなっております。これが、来年度は英語教育に力を入れようということで、一泊二日ではなくて、それぞれ日帰りでございますけれども、文化観光交流館を主会場として、ALTを活用しながら英語にどっぷり浸かる2日間ということで計画をしています。

7月につきましては、郡山で東北六県教育委員長会議、あと総合教育会議も年間計画に入れました。7月9日、総合教育会議第1回、あと10月に総合教育会議第2回を入れております。

あと8月が防災デイキャンプ、昨年度泊まりでやっていましたが、いろいろ教務主任の負担を考えまして1日のデイキャンプにしております。

あと20日火曜日、町の教育講演会ということで、まだ講演者は決まっておりませんが、英語関係であるとか部活動関係であるとか、今、検討中でございます。

あと8月31日、松中運動会ということですね。

あと10月は小学校の学習発表会、学芸会が12日と19日になります。ちょうど10月21日に振休を充てて、そこを4連休にしている小学校もあるかなと思います。

あと10月30日、今年度開催できませんでした松島町いじめ問題対策連絡協議会を開く予定でございます。

あと11月1日、指導力向上研究ということで、第二小学校が順番になっております。第二小学校では、既に校長先生が英語のほうで、外国語をぜひ中学校とも連携しながら発表したいということでございました。

あと11月9日、町の総合防災訓練、来年度は町の町民グラウンドで行う予定でございます。小学校とのかかわりとして、第一小学校が全学年2時間程度参加するという、午前中ですね、予定でございます。

あとは大きなものは、一番最後の3月、高校入試が前期選抜がなくなりますので、高校入試に関しては3月4日の一本、学力検査。あとは来年度から、実はインフルエンザ等で当日本試験を欠席してしまった生徒に対する救済措置ということで、3月10日追試験と。いわゆる追試験が設定されております。他県ではありましたがけれども、宮城県では初めてということになります。

そんなところが、主な行事でございます。よろしくお願いたします。

〔佐藤主査〕 それでは、年間行事予定について、ご質問等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。（「はい」の声あり）

〔佐藤主査〕 それでは、最後に、全体を通しましてご質問等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。（「はい」の声あり）

#### 7. 閉会 午前 12 時 20 分

〔佐藤主査〕 それでは、松島町教育員会平成 31 年 3 月定例会を閉会したいと思います。

閉会の挨拶を瀬野尾教育長職務代理者よりお願いします。

〔瀬野尾委員〕 はい、遅くまでお疲れさまでした。

それぞれ、今までの委員会の中で話したことを各部署で大事に考えていただいて、前進させていただいたり、またご報告いただいたりで、事務局の対応のよさを非常にありがたく思っております。

もう一つは、一つ懸念されたのは、学校の経営計画を見ますと、いつもやはり国とか県とか、大きなところはばっちり書いていて、町の教育って何なのと言ったときに、先ほどの話になりますが、町はこういうことをやるんだよということを、どの程度学校はそれを受けとめてやっているのかなと。決してダブルスタンダードってはいけないなと懸念しているところでもありますので、ぜひその点はいいい方法をこれからも考えていければなと思っております。

遅い時間までお疲れさまでした。ありがとうございます。

この会議録の作成者は、次のとおりである。

教育課学校教育班 主査 佐藤 弘也

上記会議録が正確であることを認め、ここに署名する。

平成 31 年 4 月 19 日

委 員

委 員